

# 農地法第3条の許可申請(農地の権利移動)について

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。

## 【農地法第3条の主な許可要件】

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- ・ 申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※ 農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます。（解除条件付契約などの要件はあります）

## 【農地法第3条許可申請の流れ】

- ・ 四国中央市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を4週間程度として、迅速な許可事務に努めております。

